

『絆家 キズナライフ24』各種窓口への
お問い合わせは専用アプリまたは下記フリーコールまで

 **0800-170-6549**

※ 自動音声接続後、対応する窓口のプッシュを押してお問合せください

- | | | |
|-----------|---|-------------------------|
| プッシュ
1 | 「水まわり・玄関カギ・窓ガラス・電気・給湯設備」の応急対応
住宅トラブル緊急かけつけサービス | 24時間365日 受付 |
| プッシュ
2 | 同居ご家族様全員 無料でご相談可能
医療案内ダイヤル | 24時間365日 受付 |
| プッシュ
3 | ご家族様に万が一賠償責任が発生した際は
個人賠償責任補償 | 10時～19時 受付 |
| プッシュ
4 | AFCクラブオフのご利用方法等についてのご相談
クラブオフご利用お問合せ窓口 | 10時～18時 受付
※年末年始のみ休み |
| プッシュ
5 | 専用アプリの使い方・ポイントサービスについてのお問い合わせ
AFCアプリ運営事務局 | 平日9時～17時 受付 |
| プッシュ
6 | 住まいで発生した損害・不具合を専門家がサポート
火災保険の損害査定エキスパートダイヤル | 10時～19時 受付 |
| プッシュ
7 | 当社(絆家)にお問い合わせの方は | 9時～19時 受付
火曜日・水曜日休み |

※地震など天災害時は回線が混線するため、つながりにくくなる場合がございます。

『住宅トラブル緊急かけつけサービス』の窓口がつかない場合

下記の取次窓口へお問い合わせください。後ほど、コールセンターからお客様にご連絡させていただきます。

 **0120-129-088** 24時間365日 受付

必要情報 ①本サービスの名称 ②上記の電話番号 ③お名前 ④お電話番号 ⑤トラブル内容
かけつけサービスへの取次専用コールセンターのため、サービスに対するご質問・お問い合わせには対応できません。

お客様の暮らしに安心と快適を。

絆家

KIZUNA LIFE 24

絆家の

お客様 **10年**

ライフサポート

絆家はおお客様の
大事なお住まいを
長期にわたり
お守りいたします。

住宅トラブル緊急かけつけサービス
火災保険の損害査定エキスパートダイヤル
医療案内ダイヤル
個人賠償責任補償
ファミリークーポン
AFCクラブオフ
こだわりギフト抽選会
専用アプリ・ポイントサービス

専用アプリ
ご利用特典

防災グッズ
プレゼント!

お客様の暮らしに安心と快適を。

絆家

KIZUNA LIFE 24

この度は、当社の住宅をご購入いただき誠にありがとうございます。

絆家は、これからもお客様の良きパートナーとして

しっかりとお客様をサポートさせていただきます。

つきましては、お客様の暮らしを支える『絆家 キズナライフ24』をご用意させていただきましたので暮らしの困りごとや、もしもの時に

是非、お役立てください。

水まわり等の5つの住宅トラブルに無料で応急対応

住宅トラブル 緊急かけつけサービス



P.04

専用アプリから手軽に使える200種類の割引クーポン

ファミリークーポン



P.14

住まいで発生したあらゆる不具合を専門家がサポート

火災保険の損害査定 エキスパートダイヤル



P.06

専用アプリから様々な場面で使える優待割引サービス

AFCクラブオフ



P.16

健康・医療に関するお悩み・ご相談に無料アドバイス

医療案内ダイヤル



P.08

全国選りすぐりの豪華賞品が抽選で当たるお楽しみ抽選会

こだわりギフト抽選会



P.18

日常生活の賠償リスクに対して最大3億円補償サポート

個人賠償責任補償



P.12

専用アプリで貯めて様々な商品と交換できるオリジナルポイント

アプリポイント



P.20



本サービスのお申し込みについて

本サービスはお客様のスマートフォンよりお申し込みいただけます。

お申し込みは1世帯(住宅)様につき、お一人様のみとなります

専用アプリをダウンロード・ログインで

防災グッズ プレゼント!

(※1)



お申し込みの手順 まずは専用アプリをインストールいただき、新規でお申し込みください

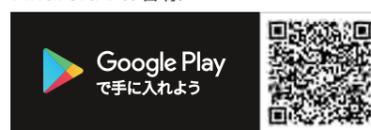
① 下のQRからアプリをダウンロード ▶ 起動 ▶ 「新規申込」を選択



iPhoneのお客様



Androidのお客様



② 専用アプリから、右のサービス申込QRを読み取り

③ メールアドレス or 携帯電話番号でご本人様認証

④ 届いた【認証番号】をアプリに入力し、お申し込み

専用アプリから読み取り



サービス申込QR

申込時にご登録いただいたID・パスワードをご記入の上、大切に保管してください

ID (※2)	パスワード
<input type="text"/>	<input type="text"/>

※1: 防災グッズ発送までは、初回ログインをされた後、1か月前後お時間をいただく場合がございます。
 ※2: お申込み時に認証にご利用いただいた『メールアドレス』または『お電話番号』が『ID』となります。
 ※: 機種変更等の際、再度アプリのダウンロード、ログインが必要となりますので、必ず上欄に申込内容をお控えいただきますようお願いいたします。
 ※: 申込において、ご不明な点等ございましたら、弊社担当までご相談ください。

住宅トラブル 緊急かけつけサービス

対象となる5つの住宅トラブルについて24時間365日相談を受付。

対象のトラブルの場合、提携する協力業者を手配し、無料で応急対応を実施いたします。

※1:24時間365日受付。対応に関しては応急対応を行うスタッフの手配状況、対応地域、時間帯などにより異なります。

※:応急対応とは作業員1名による特殊工具・部品を必要としない30分程度の作業のことをいいます。

【対象となる5つの住宅トラブル】

対象の項目	トラブルの内容	対応内容
 水まわり	トイレの水が止まらない	ロータンク内調整
	トイレの詰まり	詰まり除去（ラバーカップ）
	排水の詰まり	詰まり除去（排水口の洗浄など）
	水栓の水漏れ など	水栓の確認・調整 など
 玄関カギ	カギを紛失して家に入れない など ※ ご本人様確認が必要となります	カギの解錠（1箇所） ※ ツーロックの場合、2箇所目は有償
 窓ガラス	ガラス窓が割れた・割られた	窓養生作業・破片片付け
 電気設備	照明がつかない <small>対応時間は、原則9～17時となります。（トラブル状況により、メーカー手配の場合があります。） 蓄電池、家電製品（スマートフォン、パソコン等の端末・冷蔵庫・エアコン・浄水器・食洗機・温水洗浄便座など）本体の故障は、サービス対象外とします。</small>	通電確認・スイッチ点検
 給湯設備	お湯が出ない <small>対応時間は、原則9～17時となります。（トラブル状況により、メーカー手配の場合があります。） メーカー対応の場合は、一次対応無償となります。 他にも住まいのガスに関するトラブルは、一度ご相談ください。</small>	給湯器電源リセット・ブレーカー確認

状況により協力業者スタッフの訪問にお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

ご利用上の注意事項

- 無料応急対応は会員期間中に限ります。解約後に本サポートをご利用された場合、ご利用分の費用を別途、請求させていただく場合があります。
- 対応に関して可能な範囲で応急処理を行うスタッフの手配をいたしますが状況やトラブル内容、地域・時間帯により応急対応サポートは後日の訪問となる場合がございます。また、訪問させていただいた場合も応急対応の範囲外の場合は対応いたしかねます。予めご了承ください。
- お問い合わせいただいた内容でサポート対象かつ、応急対応が必要な場合、訪問し応急対応を行います。
- お客様と同居されている方からのご連絡にも対応いたします。
- 部品交換が必要な作業は、無料サポート対象外となります。
- スタッフ手配の際、協力業者の営業時間や拠点によってはすぐにお伺いできない場合があります。
- 応急対応に使用する工具は手配させていただいた協力業者により異なります。
- トラブル内容によってはお客様ご本人に警察等の公的・専門機関への対応依頼をお願いする場合がございます。
- カギの解錠は1箇所のみとなります。2箇所目、または破錠等は有料となります。また、カギのトラブルは夜間の対応をお受けできない場合があります。
- 家電製品（スマートフォン、パソコン等の端末・冷蔵庫・エアコン・浄水器・食洗機・温水洗浄便座など）本体の故障は、サービス対象外となります。
- 電気・給湯器・ディスプレイのトラブルの場合、基本的にはメーカー対応・有資格者での対応となります。（手配可能時間は9時～17時）
- 家具・ドア等の不具合・トラブルはサービス対象外となります。また、車・バイク・自転車もサービス対象外となります。



0800-170-6549 ▶

プッシュ
1

住宅トラブル緊急かけつけサービス
(24時間365日 受付)

※地震など災害時は回線が混線するため、つながりにくくなる場合がございます

窓口が繋がらない場合、右の取次専用窓口へご相談ください

【必要情報】①本サービスの名称 ②上記の電話番号 ③お名前 ④お電話番号 ⑤トラブル内容

0120-129-088

【対象事例】



トイレの紙詰まり

水まわり

お子様が紙を流しすぎたため、紙詰まりが発生。

ローポンプにて対応したところ詰まりが解消。お客様負担なしで解決。

専門業者に依頼した場合の一般的な費用 20,000円～

本サポートなら ¥0



玄関が閉まってしまった

玄関カギ

カギを持たずにゴミ出しに玄関を出てしまい玄関のカギが閉まってしまった。

身分証明書が家の中のため、警察立会のもとカギの解錠作業。鍵穴一箇所のため無償で解決。

専門業者に依頼した場合の一般的な費用 33,000円～

本サポートなら ¥0



窓ガラスにヒビ

窓ガラス

草刈り作業中に、草刈機で石をはじいてしまい石がリビング窓ガラスにあたりヒビが入った。

窓ガラスの養生作業対応。
※ 本無料サポートではガラス交換は対象外

専門業者に依頼した場合の一般的な費用 8,800円～

本サポートなら ¥0
(養生のみ)



照明器具が点灯しない

電気設備

浴室の照明器具の管球を交換したが点灯しない。点検をお願いしたい。

管球を取り付け直したところ改善。取り付け時の接触不良が原因と思われる。

専門業者に依頼した場合の一般的な費用 9,000円～

本サポートなら ¥0



給湯器の不具合

給湯設備

浴槽で湯りをする際、半身浴設定をしても湯量が浴槽いっぱいまで溜まってしまふ。

水位センサーと制御基板の不具合。
メーカー保証期間中のため、無料で交換・解決。

専門業者に依頼した場合の一般的な費用 33,000円～

本サポートなら ¥0
(点検のみ)

火災保険の損害査定 エキスパートダイヤル

住まいにおける損害・不具合は大小様々です。
見落としがちな火災保険対象の損害を見落とすことなくお客様をサポートさせていただくために
専門家（有識者）による特別な相談窓口をご用意しております。

プッシュ
6

火災保険の
損害査定エキスパートダイヤル
(10時～19時 受付)

※状況によりお電話が繋がりにくくなる場合がございます。予めご了承ください。

住まいに不具合が発生した際は本窓口までお気軽にお問い合わせください

住まいで発生したあらゆる不具合は 住まいの保険・保証の専門家がサポート!

例えば... 住宅設備の故障・不具合

例えば... 自然災害による住まいの損害

例えば... 不注意による住まいの損害

例えば... その他住宅の不具合など

専用アプリ ホーム画面

右上操作メニュー

- サービス類
- ファミリークーポン
- 不具合・損害報告
- お電話が繋がらない時

電話でご相談
自動音声接続後、6番をプッシュ

不具合・損害報告もご利用可能

不具合・損害報告では、フォームを利用した不具合の報告をご利用いただくことが可能です。

お客様ご契約の火災保険を用いた家財（持ち物）の損害報告・サポートをご利用の場合はこちらをご利用ください。

専門家へのご相談から解決まで

住宅設備または住まいに不具合が生じた場合
『火災保険の損害査定エキスパートダイヤル』までご相談ください。

対応件数 **10,315**件^(※1)
保証・保険の専門家

住まいの保証・保険の専門家が詳しく分析

ご相談いただいた住まいの不具合について、住まいの保証や保険（火災保険）が利用可能かその場で分析。
住まいの保証・保険を利用したお客様負担の抑えた修理・復旧が可能な場合は各社へ連携し解決に向けてサポートさせていただきます。

保険会社 (※2)

解決に向けて専門家が連携

保険で対応の場合は、保険会社に専門家が連携し、不具合解決に向けて迅速にサポートを行います。

連携
(保険適用)

(当社)

修理・復旧

迅速かつ、お客様に最大限負担のない解決が可能

※: すべての不具合に保証・保険が適用されるわけではありません

住まいの
不具合の解決

専門家当社と連携、当社が修繕サポート対応

※: 当社は（住まいのアフターフォローコンシェルジュ）サービス提供に伴い、保証・保険の専門家として、株式会社オーブレット保険サービスと提携しております。

※1: 保証・保険の専門家、株式会社オーブレット保険サービス 2007年8月～2025年4月末までの火災保険に関するサポートの実績。
※2: 当社またはお客様で契約する保険の適用対象となる場合。

06

07



医療案内ダイヤル

医療のスペシャリスト、『救急医(※1)』が常駐のもと5年以上臨床経験を有した看護師等がお身体の不調や医療に関するご相談にいつでもお応えいたします。

※1:「救急治療」および「救命治療」に関して高い専門性を持ち救急医療機関の第一線で活躍する医師をいいます。
※2:一部、事前予約が必要なご相談があります。



0800-170-6549



医療案内ダイヤル
(24時365日 対応)

※状況によりお電話が繋がりにくくなる場合がございます。予めご了承ください。

同居ご家族様ならいつでも無料でご利用いただけます

何度でも
相談無料

相談内容に応じた適切なアドバイスで

会員様・ご家族様の不安解消をサポート!

例えば…
子どもが
夜間に発熱した



例えば…
手術について
相談したい



例えば…
近隣の病院が
知りたい



例えば…
手術後から
腹痛が続く



- 本サービスのご提供にあたり取得した情報は、希死念慮者等の緊急対応を含め、一切開示することはできません。
- 本サービスのご提供については、診療の代替ではなく、あくまで情報提供、助言に限定されており、効果を保証するものではありません。また、情報提供・助言については、日本国内の法律(医療法・医師法)に基づく対応となります。(対応についても日本国内でのご相談のみ)
- ご連絡いただいた際、氏名、電話番号などを確認させていただく場合がございます。
- 医療案内ダイヤルは、弊社お客様専用窓口・サポートとして外部の専門機関へ委託するサービスです。

【ご相談対象項目】



緊急医療・一般医療相談

医師・看護師等がお客様からの医療に関するご相談に対応いたします。



医療機関の情報提供

全国45万件以上の情報(毎月更新)からご要望に最適な医療機関をご紹介します



育児・栄養相談

一部要予約

看護師や管理栄養士が育児・栄養に関する情報をご提供いたします。



お薬相談

一部要予約

薬の副作用、薬の飲み合わせ等、お薬に関する様々なご相談に対応いたします。



介護・看護 情報提供

一部要予約

一般的な介護・看護に関する情報をご提供いたします。



メンタルヘルス相談

事前予約

心理相談員等がお客様の心のお悩みについてお受けいたします。



予約制専門医相談

事前予約

30以上の医療分野毎の、大学の教授・准教授クラスの専門医にご相談いただけます。

- ・一般内科
- ・一般外科
- ・小児科
- ・産婦人科
- ・眼科
- ・耳鼻咽喉科
- ・歯科
- ・心療内科
- ・精神科
- ・泌尿器科
- ・消化器内科
- ・消化器外科
- ・皮膚科
- ・循環器内科
- ・心臓外科
- ・整形外科 など

【ご相談事例】

子どもがケガをした



少し目を離した際にソファから落ちてまぶたの上辺りをふすまの段差の角にぶつけてしまいました。出血はありませんが眉毛の辺りが紫色になっています。何か行った方がよいことはありますか。

まずは冷やしていただくことが大切です。これ以上腫れるのを防いだり痛みを抑える効果が期待できます。その後、普段通り遊べるようであれば経過観察でよいでしょう。もし、腫れが悪化して目が開けにくくなる、機嫌が悪い状態が続く等の場合には、早めに受診することをお勧めします。

実績のある病院を紹介



胸の痛みと締めつけを感じて病院に行ったところ、狭心症と診断。しかし、主治医から「この病院では希望する手術はできません。」と言われてしまい、手術についての詳しい説明もなく、頼れる人がいません。どうすれば良いでしょうか。

心臓血管外科手術の実績が豊富な専門医をご紹介させていただきます。循環器と心疾患に強く、狭心症に対してさまざまな方法での治療実績があり、最先端の設備も整っていますのでお客様の症状に最適な手術法をご提案いただけるかと思えます。ご安心して受診してください。

手術後の体調不良



1週間前に大腸内視鏡検査でポリープ切除をした69歳の父。昨夜お腹が張り痛くなり、黒色の便が出てトイレに何回か行き、その後、倒れて起き上がれなくなり、冷や汗も出て手も動かなくなりました。大腸ポリープ手術のせいでしょうか？

昨日の腹痛は、ポリープを取った後のかさぶたが取れて、そこから出血し貧血を起こしたこと等が考えられます。「手が動かない」ということですが、麻痺して動かないということであれば早急に脳神経外科の受診をしてください。麻痺がなく、腹痛であれば、ポリープを検査した病院に連絡を取り、至急受診してください。

簡単な仕事で何度もミス



最近、仕事で起こした大きなミスが原因で上司に怒鳴られてしまい、そこから体調が優れず、今まで起こすことのなかった簡単な仕事でもミスが続くようになってしまいました。

睡眠はとれていますか？また、職場から帰宅後・休日などに好きなことを楽しめていますか？今までできていたことができなくなるなど「いつもと違う」というときにはメンタルヘルス不調が医療が必要なレベルに至っている可能性がありますので、まずは産業医・医師への受診いただくことをおすすめします。

※:ご相談事例の内容は一部省略してご紹介しております。また使用している画像はイメージです。

医療案内ダイヤル

予約制専門医相談のご紹介

お電話で事前にご予約いただくことで専門的な医療相談が可能です。
医療機関にかかる際の相談の仕方や最新の治療法など実績ある専門医から高いアドバイスが受けられます。



0800-170-6549 ▶

プッシュ
2

医療案内ダイヤル
(24時365日 対応)

※状況によりお電話が繋がりにくくなる場合がございます。予めご了承ください。

同居ご家族様ならいつでも無料でご利用いただけます

30以上の医療分野毎に大学の教授、准教授クラスの専門医へご相談いただけます

一般内科	耳鼻咽喉科	消化器内科	整形外科	乳腺外科	腫瘍内科
一般外科	歯科	消化器外科	脳神経外科	甲状腺科	腫瘍放射線科
小児科	心療内科	皮膚科	内分泌内科	血液内科	緩和ケア
産婦人科	精神科	循環器内科	呼吸器内科	小児神経科	漢方医療
眼科	泌尿器科	心臓外科	呼吸器外科	口腔外科	医療ソーシャルワーカー

専門医相談は

『がん』に関するご相談にも対応

専門医による正しい情報提供でお客様とご家族様に寄り添います。



臓器毎のがんの専門医から
治療に関するアドバイス



お客様・ご家族様の
がんに関する心のケア など



お電話で
専門医へ直接
ご相談可能



回数制限なく
専門医へ電話相談可能



手術後の後遺症が気になる。
担当医以外の意見が聞きたい。



大きな手術を控えているので
できるだけ情報が欲しい。など



お客様・ご家族様の『セカンドオピニオン』的なご活用も可能 (※)

『がん』の手術相談について

相談例

甲状腺乳頭がんと診断され、近々手術する予定ですが、内視鏡手術という選択肢もあるのでしょうか。内視鏡手術について詳しく知りたいです。腫瘍の大きさは1cm以内で転移はないと言われています。また、手術後の傷はどのくらいの大きさになるのでしょうか？



専門家
からの回答

どのようながんが内視鏡手術に適しているのか、内視鏡を通すための孔の開け方、箇所についても病院によってそれぞれです。一般の手術でもケロイド体質がなければ、多くの場合は1年経つとじっくり見なければ分からないくらいの手術創になっていますのでご安心ください。どちらにしても甲状腺乳頭がんの多くが、悪性度が低く、進行スピードもゆっくりのため一刻を争う病気ではありません。時間をとって自分の納得できる治療法をお選びください。

※: 本サービスは、あくまでもお客様の症状・病状についてのご相談に情報提供を行うサービスです。実際にお客様の病状等を診断してのご相談など、実際の医療行為をご提供するものではありません。予めご了承ください。



個人賠償責任補償

※本会員サービスの付帯サービス

日常生活において偶然に発生した事故により、本サービスお客様またはそのご家族様が他人の財物や身体、生命に損害を与えてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合にその損害賠償額について保険会社が保険金をお支払いする安心のサポートです。

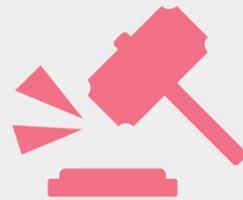
会員ご本人様またはご家族様の万が一は

すべて大手損害保険会社にお任せ!

最大 **3億円**まで
賠償費用をサポート

- 他人にケガをさせた
- 他人の物を壊した

高額な賠償費用、裁判費用、弁護士費用など、賠償事故にかかる費用が最大3億円までお支払いされます。



保険会社の
プロによる ※国内のみ対象
示談交渉 サポート

信頼・実績のある大手保険会社の事故対応のプロがお客様に代わり被害者の方へ示談交渉をいたします。

スポーツ中(※1)、ケンカ(※2)、自動車搭乗中、故意によるもの、業務中の事故については対象外となります

借り物やレンタル品を壊した場合については対象外となります(※3)

※1: スポーツ中に生じ得る事故において、法的な賠償責任がないと判断される場合は、補償対象外となります。

※2: もののよし悪しが判別できない年齢のお子様のお互いの喧嘩は、親(お客様ご本人)に賠償責任が生じる場合があります、対象となる場合があります。

※3: 借り物は本来は持ち主の所有物ですが、借りたことで「借りた人の管理下にある財物」と見なされるため、借り物への損害は自身の管理物への損害扱いとなり、補償対象外となります。

【補償対象となるご家族様の範囲】



会員ご本人様



配偶者様



同居の親族(※4)



別居の未婚の子

また、上記に該当する方が責任無能力者である場合、その方に賠償責任が生じた際はその方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(※5)に課せられる賠償責任が補償されます。

※4: 親族とはお客様ご本人または配偶者様の6親等内の血族または3親等内の姻族をいいます。

※5: 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者の条件として、責任無能力者の親族に限ります。

※: 未婚とは婚姻歴がない方をいいます。「婚姻歴がある別居の子」は対象外となります。



0800-170-6549

プッシュ
3

個人賠償責任補償
(10時~19時 受付)

※状況によりお電話が繋がりにくくなる場合がございます。予めご了承ください。

お客様またはご家族様に賠償責任が発生した際は本窓口までお問い合わせください

【対象となる賠償責任の例】

ショッピング中に



ショッピング中、店内に陳列されていた商品にぶつかってしまい落として壊してしまった。

損害賠償額 **15万円**

犬の散歩中に



お客様ご本人が飼い犬と散歩中、突然、飼い犬が歩行者に噛み付いてケガを負わせてしまった。

損害賠償額 **50万円**

ボール遊び中に



学校でボール遊びしていた際に投げたボールが隣家に入ってしまい、窓ガラスを割ってしまった。

損害賠償額 **67,760円**

ご近所の車に



子ども(1才)が目を見失った際に、ご近所宅の車に石で傷をつけてしまった。

損害賠償額 **89,144円**

打ち上げ花火で



温泉宿に宿泊中、夜間禁止されている打ち上げ花火をして屋根に引火させ4棟延べ約170平方メートルが全焼。

損害賠償額 **1,388万円**

自転車走行中に



小学生が自転車で歩行者とぶつかり、歩行者が意識の戻らない重体になってしまった。

損害賠償額 **9,521万円**

次のようなケースもサポートの対象となります

- 海外で発生した他人への損害の賠償(※6)
- 不注意による電車運行不能にかかる賠償

※6: 示談交渉サービス対象外

⚠ 保険商品の改定等により補償内容が変わる可能性があります

個人賠償責任補償は、保険契約1年間の商品付帯保険を本サービス利用期間中に会員ご本人様へご提供するものとなります。そのため、1年毎の更新の際、保険商品改定により補償内容が変更となる場合や保険会社からの商品付帯保険の提供等やむをえない理由によりご提供が終了する可能性があります。予めご了承ください。

- ※: 条例により加害者の行為が強い非難に値すると認められる場合に、裁判所等の裁量により将来の同様の行為を抑止する目的として損害賠償とは別に懲罰的損害賠償として別途支払いを命じる場合があります。
- ※: 本事例は危険行為を助長するものではありません。不法行為は重罪であり、罰金を課せられる場合があります。
- ※: スキーヤー同士の接触事故などで、加害者に賠償責任があると認められ、本補償の対象となる場合がありますが一般的にスポーツ中の事故については著しいルール違反や危険なプレーなどが無い限り、賠償責任が発生しないとされます。その際は本補償の対象外となりますので、予めご了承ください。



簡単、手軽に割引 ファミリークーポン

専用スマートフォンアプリ『AFCアプリ』からお楽しみいただける割引クーポンです。
お食事やショッピングなど200種類の割引クーポンをお客様・ご家族様で
何度でもご利用いただけます。



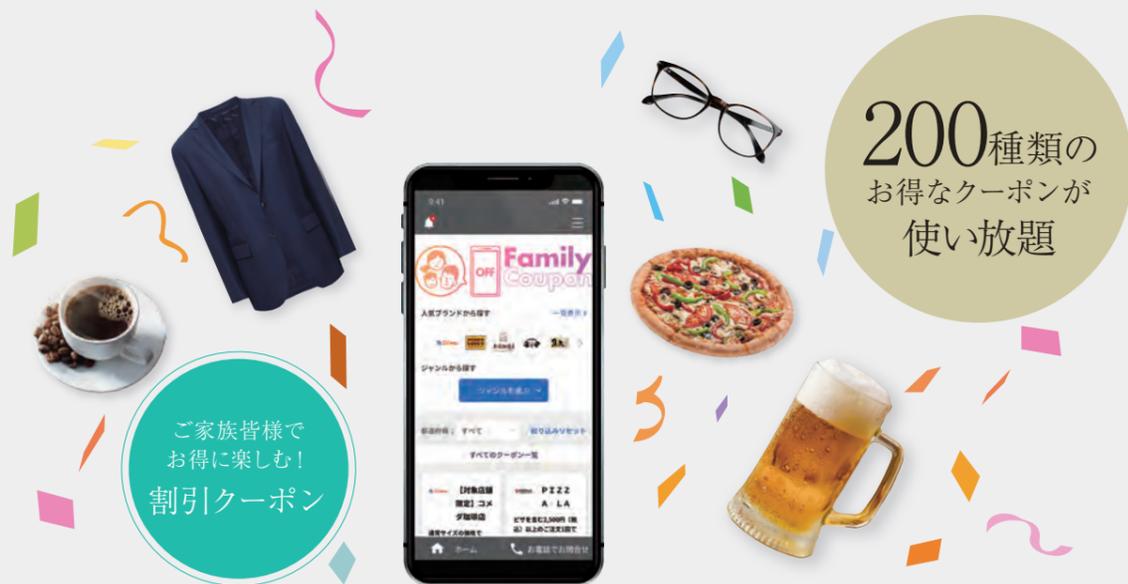
0800-170-6549 ▶



AFCアプリ運営事務局
(平日9時～17時 受付)

※ファミリークーポンの提供内容についてのお問い合わせは受け付けておりませんのでご注意ください。

[AFCアプリに関するお問い合わせはこちら](#)



ご家族皆様で
お得に楽しむ！
割引クーポン

200種類のお得なクーポンが
使い放題

✓ アプリから手軽に使える！

✓ ご家族皆さままで使い放題！

クーポンの数量・種類は予告なく変更となる場合があります。利用可能な割引クーポンは専用アプリからご確認ください。

※：ファミリークーポンのご利用には専用スマートフォンアプリ『AFCアプリ（無料）』をインストール・ログインする必要があります。

※：各割引のご利用条件についてはクーポン詳細の「ご利用条件」を必ずご確認ください。

＼ お近くの有名店が割引価格でご利用可能！ ／



※：表示画面・商品画像はイメージです。実際とは異なる場合があります。

※：「ファミリークーポン」は、株式会社リロクラブが運営するサービスです。

【 クーポン事例 】

<p>コメダ珈琲店</p> <p>通常サイズの価格で サイズアップ 無料</p>	<p>ピザハット</p> <p>総額からさらに 5%OFF</p>	<p>不二家レストラン</p> <p>お会計より 10%OFF</p>	<p>ビックカメラ コジマ</p> <p>お会計金額 3%OFF</p>
<p>魚民</p> <p>乾杯ドリンク 1杯 100円 (人数分)</p>	<p>イタリア料理 カプリチョーザ</p> <p>ご飲食代より 10%OFF</p>	<p>備長扇屋 やきとりの扇屋</p> <p>店内御飲食 15%OFF</p>	<p>AOKI</p> <p>全商品 10%OFF</p>

OFF 優待割引 AFCクラブオフ

お食事や宿泊、ショッピングなど様々な場面で使えるお得な優待割引サービス。
優待割引はご家族様と、ご友人と、何度でもご利用いただけます。

※:本優待割引サービスは同居されているご家族様(配偶者、二親等まで)もご利用いただけます。
※:ご友人のご利用は会員ご本人または、同居されているご家族様が一緒にいる場合に会員優待が適用されます。

全国20万箇所以上で使える 優待特典&割引サービス

全国20万箇所以上で
ご利用可能

移動や宿泊も超お得に!
最大80%OFF

ご家族様・ご友人も
ご利用可能

サービス期間中
何度でも使い放題

ご利用は必ず、本サービス専用アプリ「AFCアプリ」からご利用ください

例えば

毎月1,000円の節約に繋がれば1年で12,000円

10年で12万円の節約に!

賢く使って超お得!!

優待割引だけじゃない! 毎月、豪華な賞品が当たる抽選会を開催中!

毎月すべての賞品に応募ができる!

わくわく 毎月プレゼント

WAKU WAKU MONTHLY GIFT

※:賞品画像はイメージです。応募賞品は毎月変わります。
※:最新の賞品または応募に関する注意事項は本優待割引サービス公式サイトをご確認ください。

フリーコール 0800-170-6549

プッシュ
4

クラブオフ ご利用お問合せ
(10時~18時 受付)

※クラブオフのご利用方法についてなど、ご不明点は本窓口までお気軽にお問い合わせください。

AFCクラブオフに関するお問い合わせはこちら

【優待特典・割引の一例】

旅行 人気レジャー施設近隣のホテルもお得!

宿泊費
会員様価格
¥9,000件
以上

レジャー 遊園地や映画、様々な割引満載!

全国レジャー施設15,000箇所以上がお得!

チケット
郵送購入で
500円引

学ぶ・ライフサポート お得に学ぶ・お得に暮らす!

体験レッスン
お申込で入会金
50%OFF

エアコン
お掃除
3,410円

21,780円 ▶ 18,370円

カラオケBOXもお得!

室料
10~30%
OFFなど

映画もチケットでお得!

チケット
郵送購入で
500~700円
お得!

グルメ 高級ホテルレストランから居酒屋、チェーン店などのカジュアルグルメまで優待は、5万箇所以上でご利用可能!

ホテルグルメ1,000円以上お得!

お会計10%OFF!

お得価格でドリンクバーが利用可能!

他にも
5万箇所
でお得!

健康・ビューティー 割引価格でお得にキレイに!

家庭用
常備薬が
75%OFF

全身脱毛が
10,000円引

パーフェクト
全身脱毛コース
10%OFF

全ての
全身脱毛プラン
3%OFF

ショッピング 家具・家電など様々な商品がお得に!

お会計3%OFF!

お会計3%OFF!

お会計5%OFF!

全商品10%OFF!

※メガネ・コンタクトレンズ・サングラスのみ
※一部対象外の商品がございます

※本情報は2025年3月現在の情報を元に優待割引の情報を一部簡略化してご紹介しています。
※また有効期限を過ぎた優待割引は予告なく掲載を終了する場合があります。最新情報は本優待割引サービス公式サイトをご確認ください。

こだわり ギフト抽選会

全国選りすぐりのこだわり品々が当たるお楽しみ抽選会です。
抽選会開催のお知らせは専用アプリ『AFCアフターフォローコンシェルジュ』に届きますので見逃さずご参加ください。



※:本抽選会は不定期での開催となります。抽選会のお知らせを見逃さないようにお願いいたします。

※:下記賞品一例はあくまで一例であり、ご紹介した賞品が再度抽選会の賞品になるとは限りません。
※:本抽選会への応募は1アカウントにつき1回の応募とします。アカウントは一世帯に1つのみとなります。ただし、同世帯でも別アカウントがある場合はその限りではありません。
※:抽選賞品は当社が管理・運営を委託する『AFCアプリ運営事務局』より発送させていただきます。

【 抽選会ご参加の流れ 】



賞品は『AFCアプリ運営事務局』から発送させていただきます。受け取りにはご注意ください



0800-170-6549 ▶

プッシュ
5

AFCアプリ運営事務局
(平日9時~17時 受付)

※ログインID・パスワードの紛失、ポイント交換、専用アプリの操作方法などご不明点はお気軽にお問い合わせください。

AFCアプリに関するお問い合わせはこちら

【 過去に開催した抽選会賞品一例 】

長野県 芦田りんご園
サンふじりんご(5kg)



試行錯誤してつくられた
蜜がたっぷりのサンふじりんご。

当選者の声

箱を開けると甘酸っぱいりんごの香りが広がって、子どもとすぐに食べてみました。みずみずしく味もしっかりしていてとても美味しかったです。

高知県 いろそう農園
土佐分担(とさぶんたん)



酸味と甘味がちょうどいい
爽やかな香りが特徴の土佐分担。

当選者の声

箱をあけたとたんに、いい香りが部屋中に広がりました。爽やかな味とプリプリな食感に大満足です。

鳥取県
大栄西瓜(8kg)



食感、甘さ、コク、香り、形の全てが揃った超絶品の西瓜です。

当選者の声

砂糖などとは違うスイカらしい爽やかな甘さがとてもおいしかったです。スイカが苦手な子どももペロッと食べていました。

京都山城朝掘り筍



京都の山城町付近で取れる。朝掘り筍は「白子」と呼ばれる希少性が高く絶品です。

当選者の声

美味しい筍をいただき家族も絶賛！柔らかくてえぐみがなく、香りがとても良くてこんな美味しい筍は初めて食べました。

うめ酒キット



「青いダイヤ」と呼ばれる採れたて「大粒の福井梅」を使って美味しいうめ酒作り

当選者の声

子供と一緒にうめジュースを作りました。子供からも絶賛で酸味と甘さのバランスが絶妙の美味しいうめジュースができました。

北海道
トウモロコシ詰合せ



「サニーショコラ」と「雪の妖精」2種類詰合せ(6本入1セット)

当選者の声

前評判通りの素晴らしいトウモロコシでした。果物のような甘さとみずみずしさにびっくりしました。素敵な賞品に大満足です。

P 貯まって嬉しい アプリポイント

1pt
= 1円相当
(※1)

専用アプリで貯まる当社のオリジナルポイントサービスです。
貯めたポイントでお好きな商品と交換いただけますので
アプリメニュー『ポイント交換』より是非、ご利用ください。

※1: 交換される商品によっては1pt=1円相当での割合で交換できない場合があります。予めご了承ください。



アプリポイントを貯めて

お好きな電子マネーやギフト券等と交換!

電子マネー・マイル



上記以外にも全34種類から選択可能
※: PayPayマネーライトは出金できません。



ギフト券



その他の商品ラインナップについては
専用アプリからご確認ください。

※: 商品画像はイメージです。



アプリの通知設定は必ず『許可』にご設定ください

通知設定が有効でない場合、プッシュ通知が届かず、ポイントの付与の機会を失う
可能性がありますのでご注意ください。

“AFC App”は通知を送信します。
よろしいですか?

通知方法は、テキスト、サウンド、アイコン
バッジが利用できる可能性があります。
通知方法は“設定”で設定できます。

許可しない 許可

ポイントのご利用には有効期限があります

最後にポイントが付与された日から
『13ヶ月目の末日』まで

有効期間内にご利用またはポイントの付与が行われない場合、ポイントは失効いたします。ご利用忘れなどがないようにポイントが
付与された場合は、なるべくお早めにご利用ください。

※: アプリポイントの概要やポイント付与対象・ポイント交換できる商品等は予告なく変更される場合があります。

最新の情報は専用アプリ『AFCアプリ』からご確認ください。

※: 電子マネーやマイルと交換される場合は提供元である『ドットマネー』の交換規定に従った内容での交換となります。

※: ポイント付与の反映・ポイント交換していただいた商品の発送までにお時間をいただく場合がございます。

※: 専用アプリ、アプリポイントは、弊社が管理・運営を外部へ委託するサービスとなります。

※: アプリポイントのご利用には、専用アプリ『AFCアプリ(無料)』のインストール・ログインが必要です。



0800-170-6549 ▶

プッシュ
5

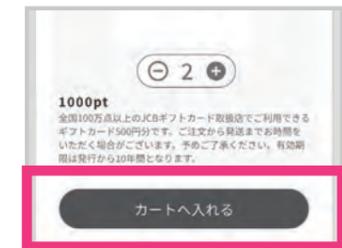
AFCアプリ運営事務局
(平日9時~17時 受付)

※アプリポイントに関するご不明点はお気軽にお問い合わせください。

AFCアプリに関するお問い合わせはこちら

ポイント交換 ご利用の流れ

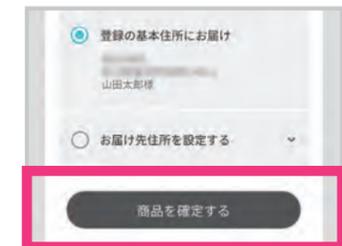
01 交換したい商品を
カートへ入れる



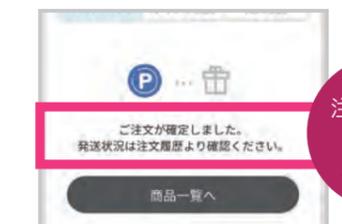
02 カートの中を確認して
注文内容を確認



03 お届け先住所を設定の上
商品を確認する(※2)



04 ご注文確定が表示されると
商品の注文完了(※3)



商品はAFCアプリ運営事務局から
発送いたします

注文完了の
通知が
届きます

※2: ご登録の住所以外へ発送する場合はお届け先住所をご設定ください。 ※3: 商品の発送までに2週間程かかる場合があります。

アプリポイント ポイントが貯まるタイミング

下記の内容を実施いただいた場合にポイントが付与されます。
獲得したポイントは専用アプリのお知らせで通知され、アプリからお好きな商品と交換いただけます。

ウェルカム ログインポイント

専用アプリに
初回ログインいただくと



500pt

アプリ通知 閲覧ポイント

専用アプリに届く
お知らせを開封いただくと



新規のお知らせ
1通につき1回のみ 10pt

住まい バースデー ポイント

毎年
もらえる!



お引き渡し日を記念日として
毎年ポイント付与

500pt

出産お祝い ポイント

申請が
必要です



会員様または配偶者様が
ご出産された場合
お祝いとして

5,000pt

AFCアプリ運営事務局までお問い合わせください

お知り合いご紹介 ポイント

ご紹介いただいたお客様が
ご来場いただくと



3,000pt

※初回ご来場以降にご紹介の場合は対象外となります

ご紹介からの 住宅ご成約ポイント

ご紹介いただいたお客様と
ご成約させていただき、
お引き渡しが完了すると



100,000pt

※初回ご来場以降にご紹介の場合は対象外となります

ポイントのご利用には有効期限があります

最後にポイントが付与された日から『13ヶ月目の末日』まで

有効期間内にご利用またはポイントの付与が行われない場合、ポイントは失効いたします。
ご利用忘れなどがないようにポイントが付与された場合は、なるべくお早めにご利用ください。

リフォームのお客様 ご紹介ポイント

ご紹介いただいたお客様とご成約させていただき、
お引き渡し完了すると工事代金に応じて
ポイントを付与させていただきます。



100万円～300万円未満の工事

10,000pt

300万円～500万円未満の工事

30,000pt

500万円以上の工事

50,000pt

さらに、抽選でもらえる!!

毎年、年末に
抽選で

10,000ポイント
が当たる!!

年末ポイント
大大抽選会! (※1)

ハズれ
なし!

エントリーすれば
抽選にハズれても 500ポイント
プレゼント!!

※1: 年末ポイント抽選会の参加にはエントリーが必要です。抽選会開催時に専用アプリに届くお知らせをご確認ください。

※: ポイントの付与は1アカウントにのみ付与されます。

※: ポイントの換金・サービス終了時の残ポイントの返金等は一切行っておりません。サービス終了の際は、必ず事前にアプリポイントをご利用ください。

※: ご注文いただいた商品はAFCアプリ運営事務局から発送させていただきます。商品の発送までにお時間をいただく場合がございます。

※: アプリポイントを運営する『AFCアプリ運営事務局』は、本ポイントにおけるトラブルに対して保証を行うことはいたしません。

アプリポイント

電子マネー・マイルのご紹介

専用スマートフォンアプリ「AFCアプリ」で貯めたポイントで電子マネーやマイルへ交換する場合
1pt=1円相当での交換ではなく、商品により最低交換額が異なります。
詳しくはアプリメニュー『ポイント交換』よりご確認ください。

交換いただける
電子マネー・マイル等は **合計 34種類!**

ラインナップについては専用アプリの『電子マネー・マイル等と交換』からご確認ください

PayPayマネーライト



300^Ppt ▶ 300^(※1)円分

dポイント



300^Ppt ▶ 300pt

Pontaポイント (au)



300^Ppt ▶ 300pt

Amazonギフトカード



294^Ppt ▶ 300円分

楽天ポイント



300^Ppt ▶ 230pt

Vポイント



1,000^Ppt ▶ 1,000pt

JALマイレージバンク



500^Ppt ▶ 250^(※2)マイル

ANAのマイル



300^Ppt ▶ 85^(※2)マイル

※1: PayPayマネーライトは出金できません。
※2: マイルにつきましてはご利用方法により価値が異なります。
※: 電子マネーやマイル等と交換される場合は提供元である『ドットマネー』の交換規定に従った内容での交換となります。

※: AFCアプリは、株式会社ORBLET LIFEによる提供です。
※: Amazon、Amazon.co.jp、およびそれらのロゴはAmazon.com, Inc.またはその関連会社の商標です。

【 交換に要する期間 】

**電子マネー・マイル等と交換される場合
商品受け取りまでにお時間を要します**

交換手続きは土・日・祝を除く平日に行うため、会員様でお受け取りできるまでにお時間をいただきます。
電子マネー・マイル等と交換いただく際は予めご了承の上、ご利用ください。

交換までの日数イメージ(交換予定日: 3営業日の場合) 交換申請日=■ 付与予定日=□

●月曜日に交換申請を行った場合



交換申請から3日後

●土曜日に交換申請を行った場合



交換申請から5日後に付与

専用スマートフォンアプリ

AFCアプリ 機能紹介

サービスお申込み時にご登録いただいたログインID・パスワードで専用スマートフォンアプリ『AFCアプリ』にログインいただき、本アプリをご家族皆様（※1）でご利用ください。

※1:同居ご家族様でアプリをご利用される場合は、同一のID・パスワードでご利用ください。



0800-170-6549 ▶

プッシュ
5

AFCアプリ運営事務局
(平日9時～17時 受付)

※ログインID・パスワードの紛失、ポイント交換、専用アプリの操作方法などご不明点はお気軽にお問い合わせください。

AFCアプリに関するお問い合わせはこちら

お知らせの確認

ポイント付与や当社からのご案内など専用アプリに届くお知らせをご確認いただけます。



アプリの通知設定は必ず『許可』にご設定ください

通知設定が有効でない場合、スマートフォン本体にプッシュ通知が届きません。ご注意ください。

期間の確認

本サービスの利用期間を各コンテンツ毎にご確認いただくことが可能です。



各サービスへお問い合わせ

お電話でお問合せ ▶ 電話発信

画面下の「お電話でお問合せ」から表示されたフリーコールを発信後、ご希望のサービスのプッシュ番号を選択することでお問い合わせいただけます。



パスワード変更機能について

メニューボタンの『マイページ』▶『パスワード変更』からパスワードを任意の内容(半角英数字6文字以上)に変更いただくことが可能です。

ポイント交換

メニューボタン ▶ ポイント交換

ポイント残高や交換できる商品ラインナップの確認やポイント交換がご利用いただけます。



割引クーポンを利用する

メニューボタン ▶ ファミリークーポン

専用サイトより200種類の割引クーポンがご利用いただけます。ご利用いただくクーポンをレジにてご提示ください。



優待サービスを利用する

メニューボタン ▶ AFCクラブオフ

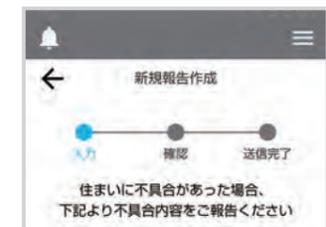
専用サイトより優待サービスがご利用いただけます。画面提示など利用条件に応じて特典・割引をご利用いただけます。



不具合・損害報告をする

メニューボタン ▶ 不具合・損害報告

住まい・住宅設備に不具合が発生した場合にフォームを利用した不具合の報告をご利用いただくことが可能です。



※:お客様ご契約の火災保険を用いた家財(持ち物)の損害報告・サポートをご利用の場合はこちらをご利用ください。

絆家 キズナライフ24 利用規約

第1章 総則

第1条(総則)

1.本規約は、共翔建工株式会社(以下「当社」という)が提供する「絆家 キズナライフ24」(以下「本サービス」という)の提供及びその利用に関する規約(以下「本規約」という)を定めるものです。
2.当社は運営上必要と判断した場合、本サービスを利用する者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合には本サービスの利用条件は、変更後の本規約に基づくものとします。規約の変更については当社から変更内容を通じた後、または変更内容を通じた後に本サービスを利用したときには、会員は変更内容または変更後の本規約を承認したものとみなします。また、当社は変更等によって利用者に損害が発生したとしても、その損害を賠償する責めを負わないものとします。
3.当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎にパンフレット、利用約款、利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」という)を設けることがあります。それらの諸規定は本規約の一部を構成するものとします。
4.本サービスのサービス内容については以下のとおりです。また本サービスには「ケガの補償と個人賠償責任補償」が付帯サービスとして付いています。

(1)「かけつけサービス」
(2)「医療案内ダイヤル」
(3)「火災保険の損害査定エキスパートダイヤル」
(4)「優待サービス(AFCクラブオフ)」
(5)「専用アプリ(AFCアプリ)」
(6)「ポイントサービス」
(7)「ファミリークーポン」
5.本規約に従い本サービスを利用できる方とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
(1)会員
(2)会員と同居するご親族(以下「サービス対象者」といいます)。

会員登録時に会員から当社に対し届出がされた親族に限り、事前にサービス対象者の同意を取得するものとします。サービス対象者の本サービスの付帯サービス「ケガの補償と個人賠償責任補償」についての利用は保険加入通知書、保険約款に従うものとします。サービス対象者は、会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、本サービスを利用できる権利を失うものとします。

第2条(定義)

1.「会員」とは、本規約に同意の上、当社所定の入会申込み手続きを行い当社がこれを承諾した者(個人)をいいます。なお、当社の承諾は、入会申込み手続き後、当社の登録を完了することにより行うこととします。会員希望者は当社の会員となつた時点で本規約の内容を承諾したものとみなします。
2.「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住居として入会申込時に指定し、当社が承諾した住居をいいます。

第3条(本サービスの利用)

1.会員は、サービス対象者が本サービスを利用する場合においては、サービス対象者に本規約や諸規定を自ら遵守させる義務を負うものとします。会員は、サービス対象者が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社、当社委託先、当社協力会社の損害を賠償するものとします。詳細なサービス内容等についてはパンフレット等の内容をご確認ください。
2.当社は会員に対して、会員証等証明書の発行は致しません。本サービスの利用に関しては、当社発行のパンフレット記載のフリーコールより利用依頼するものとします。
3.本サービスは当社の不動産を購入した会員に対し無償で提供されるものであり、当社は、業務上の都合により会員の承諾または会員への事前通知なく本サービスの内容を変更し、本サービスの提供の全部または一部を中止、終了させていただくことがあります。

第4条(譲渡禁止)

会員は、会員としての地位・資格(申込書等のお控えを含む)を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することはできません。

第5条(有効期間)

1.本サービスの有効期間は、当社所定の入会申込書に記載されたご加入日から数えて、最長で10年間とします。ただし、3条3項に従い10年未満で中止、終了することがあります。付帯サービスの「ケガの補償と個人賠償責任補償」については、保険加入通知書、保険約款に従うものとします。
2.会員がサービス対象物件を退会した場合、会員から当社に対し移転先の物件の住所・物件名等、当社が必要とする情報を当社宛に事前に通知しなければならないものとします。当社がこれを承認した場合、本サービスの有効期間中は当該移転先をサービス対象物件とします。

第6条(登録情報変更の届出)

1.会員は、住所や連絡先等当社に届出している内容(以下「登録情報」といいます)に変更があった場合は、当社所定の方法で速やかに変更手続を取るものとします。
2.前項の規定において、変更手続の不履行や遅滞などにより、会員が不利益を被ったとしても、当社は、その如何なる責任も一切負いません。
3.会員は、登録情報に変更がある場合で、その届出を行わなかった時は、本サービスを受けられない場合があります。

第7条(退会・会員資格の取消)

1.会員の都合により退会を希望する場合は、当社にその旨を必ず届出することとします。
2.前項の届出に対し、当社から会員に対し退会申込完了の旨が通知された時点で、会員は退会するものとします。
3.会員およびサービス対象者(以下「会員等」という)が次のいずれかに該当した場合、当社は会員等に通知・承諾なく、会員資格を取り消すことができるものとします。
(1)入会申込み時に虚偽の申告をした場合
(2)本規約または諸規定等に違反した場合
(3)不要な問い合わせや悪質な嫌がらせ等で、本サービスの業務に支障をきたした場合
(4)第8条に違反した場合
(5)その他、当社が会員等として不適格と判断した場合

第8条(禁止事項)

1.会員は、会員等が現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたって該当しないことを確約するものとします。
(1)暴力団
(2)暴力団員
(3)暴力団構成員
(4)暴力団関係者
(5)総会屋等
(6)社会運動等標ぼうゴロ
(7)特殊知能暴力集団等
(8)その他(1)～(7)に準ずるもの

2.当社は会員等が前項各号に該当している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく本サービスの利用を一時的に停止することができ、この場合、会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用ができないものとします。当社は、この利用停止について、会員等に対し、如何なる責任も一切負いません。また、入会申込み後に前項各号の何れかに該当することが判明した場合には、会員等は、期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合、当社は前条3項4号に従い直ちに会員資格を取り消すものとし、且つ会員等は当社に生じた損害すべてを賠償するものとします。
3.会員等は以下の行為を行ってはならないものとします。

(1)本サービスの内容及び全国共通フリーコールを利用資格のない第三者に知らしめ、サービスを提供させる行為
(2)本サービスを営利目的で利用する行為、または本サービスを通じて営利を得る目的の行為
(3)本規約、諸規定、パンフレット等に記載されている内容を超えるサービス提供を求めたり本規約を逸脱する行為及びそれに類する行為
(4)本サービスに係る個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
(5)本サービスに係る個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為
(6)本サービスに係る個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為または与える恐れのある行為
(7)犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為またはそれに関連する行為
(8)法律に違反する行為または違反の恐れのある行為
(9)その他、本サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し不適切と当社、運営会社及び委託会社が判断する行為

第9条(個人情報の収集・保有・利用について)

当社は、会員等の個人情報については、個人情報保護法に従い、必要な保護措置を講じたうえで、以下のとおり取扱うものとします。

1.会員等が本サービスの提供を受けるために会員等が自ら告知する以下の個人情報取得します。
(1)姓名、会員との関係、郵便番号、住所、生年月日、性別、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等の会員等がご利用時又は会員登録時に届け出た事項
(2)会員等が本サービスの利用にあたって、会員等の申し出により届け出た事項
2.前項で取得した個人情報は、以下の目的のために利用するものとします。
(1)本サービスおよび付帯サービスの提供
(2)マーケティング活動、新たな商品開発、もしくは改善等に役だてるための各種アンケートの実施
3.当社は、前項に必要な範囲内で、本サービスを遂行するために当社が依頼する委託先および本サービスを提供する協力会社、付帯サービスを提供する保険会社に対し会員の個人情報を提供するものとします。
4.当社への個人情報の提供は任意によるものですが、当社が必要と判断する個人情報をご提出いただけない場合、当社が提供するサービスをご利用いただけない場合があります。
5.会員等より提供があり当社が取得した個人情報は、第3項の場合を除き会員等の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。ただし、警察署や裁判所などの公的機関からの法令に基づく開示請求があった場合は除きます。

第10条(免責)

1.当社は、会員等が本サービスの利用によって生じた会員の損害(他者との間で生じたトラブル等に起因する損害等を含む)について、当社に故意・重過失がある場合を除き、如何なる責任も一切負いません。
2.会員等がその会員期間中に本サービスを利用できなかったことによって不利益等が発生した場合も前項と同様とします。
3.本条第1項及び前項の規定にかかわらず、当社の重過失によって生じた損害であっても、本規約またはパンフレット記載の「ご利用上の諸注意」の違反等、会員等が主に帰すべき事由により生じた損害等については、当社はその責めを免れるものとします。
4.本サービスの利用に必要な機器、ソフトウェア、その他の設備、および回線利用契約の締結、その他本サービスの利用に必要な一切の準備、およびその維持は、会員等が自己の費用と責任で行うものとし、当社はその責めを免れるものとします。
5.本サービスを利用することによって取得した情報の利用については、会員等の責任で行うものとし、利用した責任は会員等に帰属するものとします。
6.当社は、その状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。

第2章 各種サービス

第11条(かけつけサービス)

1.会員等は次の各号のトラブルが生じたとき、当社の専用フリーコールで、24時間365日、トラブル解決のための情報提供または緊急かけつけサービス(以下「かけつけサービス」という)を受けることができます。
(1)玄関鍵の紛失もしくは故障等、鍵のトラブル
(2)水まわりのトラブル
(3)窓ガラスの破損トラブル
(4)電気機器のトラブル
(5)ガス機器のトラブル
※但し、電気・給湯器などはトラブル状況によりメーカー対応となり、その際は午前9時から午後5時までの対応とします。
2.前項のトラブルが生じたときの対応言語は、原則として日本語となります。
3.かけつけサービスの緊急対応の定義は次の通りとします。
(1)作業員1名で30分以内の点検、部品交換を伴わない応急処置対応を「一次対応」といいます。一次対応は、無料で行うものとします。
(2)部品交換や特殊作業が必要な場合で、再度訪問及び作業をする場合を「二次対応」といいます。二次対応の料金は、会員等の負担とします。
(3)(1)の規定にかかわらず、破錠を要する場合には、たとえ30分以内でできる作業でも「二次対応」とみなします。
4.第1項(1)に定める玄関鍵の紛失もしくは故障等、鍵のトラブルサービスを会員等が受ける場合、次の提示が必要となります。

(1)免許証、もしくは顔写真付きの公的機関証明書(但し、免許証等の身分証明書の住所が本サービス対象物件の所在地との一致が必要)また鍵の開錠作業に関しては警察機関の立ち会いを必要とする場合があります。
5.かけつけサービス利用に関して、以下の事由に該当した場合はサービスの提供を拒否する場合があります。
(1)会員等であることを確認出来ない場合
(2)会員等が本規約に違反した場合
(3)登録されたサービス対象物件以外の住宅の作業の場合
(4)原因箇所が戸室外共用住宅等の共有・共用部分及び国や公共団体等が所有す

る公的部分などの場合

(5)店舗、事務所またはこれに類する区画と当社、運営会社及び委託会社が判断した場合
(6)エアコン・温水洗浄便座・食洗機・洗濯機・IHクッキングヒーター等の機器の応急処置を求められた場合
(7)台風・大雨・暴風・豪雪などの異常気象、地震・噴火などの天変地異もしくは戦争・暴動、または公権力の行使等により、本サービスの実施が困難または危険が伴うことが予測される場合
(8)給水管が凍結している場合
(9)雨漏れ・上階、隣接からの漏水
(10)カギの開錠に伴う、カギの複製、シリンダー交換
(11)サービス対象物件の玄関ドア以外の開錠作業
(12)カギの形状が複雑な場合
(13)トラブルの原因が会員等または第三者の故意、重過失による場合
(14)既に応急処置がされており、部品交換等の二次的な利用の場合
(15)同一箇所・同一原因について、短期間のうち複数回の依頼があった場合
(16)提供会社または委託先の判断により作業困難と判断した場合
(17)かけつけサービスの提供により、第三者の所有物の損壊、第三者の権利・利益の制限及びその他第三者への損害が想定される場合
(18)その他、当社、提供会社または委託先が不適切と判断した場合
(19)サービス対象物件以外の住宅及び住宅設備の場合

第12条(かけつけサービスの利用料金)

1.会員等は、かけつけサービスを、有効期間内において24時間365日、専用のフリーコールで、無料にて問い合わせができるものとします。但し、30分を超過した作業代金(超過10分毎に1,500円(税抜))については会員等の実費負担とします。また前条3項(2)に記載する部品交換や特殊作業が必要になった場合の部品代等や作業代金については、別途、会員等の実費負担とします。
2.かけつけサービスを受けた後に、二次対応が必要となった場合、会員等は別途有料(作業料金・部品代)で当社にサービスを依頼することができます。
3.当社は、利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員等はこれを承諾するものとします。

第13条(医療案内ダイヤル)

1.会員等は各号のサービス提供を希望する場合は当社の専用フリーコールで、24時間365日(一部、予約が必要のため24時間365日対応できないものもあります)医療に関する情報提供またはパンフレット記載のサービス(以下「医療案内ダイヤル」という)を受けることができます。

(1)緊急医療・一般健康相談サービス
(2)医療機関案内サービス
本サービスは会員等の自己申告による情報をもとに適切と思われる医療機関の候補をご案内するものであり、予約代行等のサービスではないものとします。
(3)予約制専門医相談サービス
本サービスは会員等の自己申告による情報をもとに一般的なアドバイスをすることで、診察行為などいわゆる医療行為とみなされる行為は行わないものとします。
(4)一般的な介護(看護を含む)情報提供サービス
本サービスには、介護制度(申請、ケアプラン作成を含む)、後見人制度等の法律関係の相談は含まないものとします。また介護施設等の案内は可能ですが、予約代行等は行わないものとします。
(5)予約制専門医「がん」相談サービス
(6)育児・栄養相談サービス
(7)お薬相談サービス
本サービスは、会員等の自己申告による情報をもとに一般的なアドバイスをすることで、診断や治療などいわゆる医療行為とみなされる行為は行わないものとします。
(8)メンタルヘルス相談サービス
2.医療案内ダイヤルサービスの対応言語は、原則として日本語となります。
3.医療案内ダイヤルサービスの内、下記サービスは事前予約・一部事前予約が必要となります。

<要事前予約>

(1)予約制専門医相談サービス
(2)予約制専門医「がん」相談サービス
(3)メンタルヘルス相談サービス

<一部事前予約>

(1)一般的な介護(看護を含む)情報提供サービス
(2)育児・栄養相談サービス
(3)お薬相談サービス

第14条(火災保険の損害査定エキスパートダイヤル)

1.会員等は本サービス提供を希望する場合は当社の専用フリーコールで、午前10時から午後7時の間(土日祝日および年末年始・GW・お盆等の長期休暇を除く)、火災保険の損害に関する情報提供を受けることができます。
2.本サービスは当社推奨の保険代理店のエキスパートが対応するものとします。
3.本サービスは火災保険の損害に関する一般的なアドバイスをするもので、保険金請求並びに補償を約束するものではないものとします。なお、推奨する保険代理店以外の保険会社等で火災保険を加入された場合は保険請求までサポート出来ないものとします。

第15条(AFCクラブオフ)

優待サービス、AFCクラブオフについては別途WEBサイトで定める規定に従うものとします。会員からの自己申告にて、WEBサイトで確認できない環境と申告があった場合には別紙会員規約資料を送付させていただきます。

第16条(付帯サービス)

1.本サービスの付帯サービス「ケガの補償と個人賠償責任補償」については保険加入通知書、保険約款に従い、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。
2.会員は、当社が必要と認めた場合には、当社が付帯サービス及びその内容を変更することを予め承諾します。
3.会員は、会員資格を喪失した場合、付帯サービス(会員資格取消前または退会前に取得済みの特典を含む)を利用する権利を喪失するものとします。

第17条(専用アプリ(AFCアプリ))

会員は当社と業務提携している株式会社ORBLET LIFEの提供するスマートフォン向けアプリケーション「AFCアプリ」(以下、「専用アプリ」という)をインストールし、専用のID・パスワードからログインすることにより、本サービスを利用することができるものとします。なお、専用アプリの利用規約に関しては別途、株式会社ORBLET LIFEのWebサイトまたはアプリケーションよりご確認ください。

第18条(アプリポイント)

1.会員は当社と業務提携をしている株式会社ORBLET LIFEが運営・管理するポイントサービス(以下「本ポイントシステム」といいます)を専用アプリを通じて利用することができます。付与されたポイントをアプリポイント専用ECサイト上で提示する商品などと交換できます。本ポイントシステムは、当社から住宅を購入していただいた会員を対象に換品として提供するものとします。
2.ポイント付与の有無、付与されるポイント数、ポイントの有効期限、その他ポイントに関する一切の条件は、当社が決定します。なおパンフレットに記載された、ポイント付与の条件及び付与されるポイント数等は、会員その他のポイント行使できる者に対し事前に通知することなく、変更されることがあります。専用アプリを通してポイン

ト付与を通知する場合、会員が通知確認時(通知が既読になった際)に付与されるものとします。通知は1年間未開封であれば消滅します。

3.会員のポイント行使

(1)ポイントは、最後にポイントが付与された日から13ヵ月後の日の属する月の末日まで、アプリポイント専用ECサイト上で、当社が指定する方法により、保有するポイントを当社が指定する商品等(以下「交換商品等」といいます)と交換することが可能です。商品の申込みはアプリポイント専用ECサイトにて行うことができるものとします。
(2)会員その他のポイント行使できる者(会員及び過去会員であった者のうち前項の要件を充たす者に限られ、会員の親族は含みません)が保有するポイントにより交換できる交換商品等の種類、内容、交換に必要なポイント数、その他ポイント使用の条件等のサービス内容は当社が定めるものとし、当社はこれらのサービス内容を随時変更することができます。
(3)当社は、上記(2)の変更により会員その他のポイント行使できる者に何らかの不利益が発生したとしても、それについて補償せず、一切の責任を負いません。
(4)指定サイトに交換商品等が表示されている場合であっても、すでに当該商品等が交換予定数に達している場合には交換することはできません。
(5)交換商品等を送付する場合の送付先は、日本国内における会員その他のポイント行使できる者本人居住のサービス対象物件に限られるものとします。
(6)当社は、交換商品等を制限することや、ポイント使用に条件を付ける場合があります。
(7)交換商品等につき、その配送中または提供後に遅延、紛失、盗難、損害、破損等の事故が生じた場合は、当該事故が当社の責任による場合を除き、当社は一切責任を負わず、ポイント及び交換に際しての手数料の返還を行います。
(8)一旦ポイントと交換した商品等は、理由を問わず返品できないものとします。

4.付与ポイントの行使および消失

(1)会員その他のポイント行使できる者が行使したポイントは、会員に付与したポイント(以下「付与ポイント」といいます)とみなされます。
(2)第7条3項に基づき本サービスの会員資格を喪失した場合、付与ポイントのすべてを消失します。
(3)付与ポイントの有効期間は、最後にポイントが付与された日から13ヵ月後の属する月の末日とします。末日が閏日の場合は翌日とします。有効期間を超えた場合、いかなる理由があつたとしても付与ポイントのすべてを消失するものとします。本サービス終了後に本サービスを更新する場合、付与ポイントは消滅せずポイント行使できるものとします。
(4)当社は、通知未開封、会員資格喪失または有効期間経過により消滅したポイントについて、何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。
(5)会員がサービス対象物件を売却した場合、第5条2項に従い、ポイントサービスもサービス対象物件の新しい所有者(以下「新会員」という)が利用するものとなります。ただし、すでに会員に付与されたポイントについては、新会員に移管されないものとします。会員は、売却の申し出などにより会員資格を失うまでの間は、ポイント行使できるものとします。

5.権利の譲渡

会員は付与ポイントを第三者に譲渡することはできず、相続の対象になりません。

6.禁止事項

会員等(本項に限り、過去に会員であった者も含みます)が、次の各号のいずれかに該当する行為を行ったと当社が判断した場合、会員に事前に通知することなく当社が自らの判断で、①交換商品等の申込みを取り消す処分、②会員が保有する付与ポイントを取り消す処分、③当該会員の会員資格を停止または取り消す処分、いずれかまたは全部を行うことができるものとします。本項に基づき当社が会員等に対して何らかの処分を行った場合であっても、当社は手数料、付与ポイントの返還等の会員等への補償を行う義務を負わず、会員等が被った損害について負担する義務を負わないものとします。

(1)会員等が偽造・変造その他不正の手段を用いてポイントを作成・交換等を行うなどの不正行為があった場合
(2)本規約、会員規約、その他当社が定める規約・ルール等に違反があった場合
(3)その他当社が本項に定める処分を行うことが適当であると判断した場合

7.換金等の不可

会員その他のポイント行使できる者は、いかなる場合でもポイントを換金することはできません。

8.第三者による使用禁止

ポイントの使用は、会員その他のポイント行使できる者本人が行うものとし、当該会員その他のポイント行使できる者以外の第三者が行うことはできません。ポイント使用時に入力された会員IDおよびパスワードが登録されたものと一致すること当社において確認された場合には、当該ポイントの使用は会員その他のポイント行使できる者による使用とみなされるものとします。したがって、当該使用が第三者による不正使用であった場合でも、当社は使用されたポイントを返還する義務を負わず、会員に生じた損害について一切責任を負いません。

9.規約の変更

(1)当社ならびに株式会社ORBLET LIFEは、運営上必要と判断した場合、会員その他のポイント行使できる者の承諾を得ることなく、本条の内容を変更することがあります。この場合には本サービスの利用条件は、変更後の本規約に基づくものとします。規約の変更については専用アプリでの告知若しくは当社が指定するホームページ上で公表した後、または当該告知若しくは当該公表後に本サービスを利用したときには、会員その他のポイント行使できる者は変更内容または変更後の本規約を承認したものとみなします。
(2)当社は前項に定める変更によって利用者に損害が発生したとしても、その損害を賠償する責めを負わないものとします。

10.本ポイントシステムの変更・中断・終了

(1)当社ならびに株式会社ORBLET LIFEは、会員その他のポイント行使できる者への事前の通知または公表なく、本ポイントシステムの内容変更、中断を行うことができ会員その他のポイント行使できる者はこれを承諾するものとします。
(2)本ポイントシステムの変更・中断に伴い、会員その他のポイント行使できる者にポイント行使が出来ない等の不利益や損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

11.当社の責任

(1)当社及び株式会社ORBLET LIFEは、会員その他のポイント行使できる者がポイント行使して交換した商品等を原因として、会員と第三者との間に生じたトラブルについては一切責任を負わないものとします。
(2)通信回線や停電、コンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、ポイント使用に関する障害、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他本サービスに関して会員その他のポイント行使できる者または第三者に対して生じた損害について、当社及び株式会社ORBLET LIFEは一切責任を負わないものとします。
第19条(ファミリークーポン)

会員は、第17条記載のスマートフォン向けアプリケーション「専用アプリ(AFCアプリ)」上で、クーポン割引提供サービス「ファミリークーポン」を利用することができます。なお、ファミリークーポンについては別途WEBサイトで定める規約に従うものとします。

保険金をお支払いする場合

※印を付した用語については、「※印の用語のご説明」をご覧ください。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約 ☆交通事故危険のみ補償特約セット	保険期間中の交通事故※によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払します。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約 ☆交通事故危険のみ補償特約セット	保険期間中の交通事故※によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	① 保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ② 日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(※1)を運行不能(※2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア、本人の居住の用に供される住宅(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りま)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-免責金額(0円) (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払します。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお受けます。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	

保険金をお支払いできない場合

※印を付した用語については、「※印の用語のご説明」をご覧ください。

保険金の種類		保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約 ☆交通事故危険のみ補償特約セット	日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している運転中のケガ ● 脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ● 入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ● 交通乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ● 職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ● 職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ● グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ● 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
		● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

● この保険には交通事故危険のみ補償特約がセットされていますので、次に掲げる事故等によるケガ※に限り、傷害保険金をお支払いします。

- ① 運行中の交通乗用具※との衝突、接触等の交通事故(※)
- ② 運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故(※)
- ③ 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は対象になりません。)
- ④ 乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
- ⑤ 道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故(※)(ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りま。)
- ⑥ 交通乗用具の火災

(※) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。

● すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為は支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明

- 「交通事故」とは、次の事故をいいます。
 - ① 運行中の交通乗用具※との衝突、接触等(※)
 - ② 運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等(※)
 - ③ 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。)
 - ④ 乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
 - ⑤ 道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故(※)(ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りま。)
 - ⑥ 交通乗用具の火災
- (※) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
- 「交通乗用具」とは、電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、エレベーター等
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なるい程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ケガの補償と個人賠償責任補償の重要事項

【保険金請求について】

< 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡 >
 保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

【個人情報について】

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。
 【個人情報の取扱いについて】
 この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ① 引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
 損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ② 提携先等の商品・サービスのご案内の例
 自動車購入・車検の斡旋
 上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
 また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

- 契約等の情報交換について
 引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
- 再保険について
 引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。